

小値賀町議会定例9月会議（11日目）

1、出席議員 8名

1	番	立	石	光	助
2	番	森	岡	正	雄
3	番	橋	本	武	士
4	番	今	田	光	弘
5	番	小	辻	隆	治
6	番	横	山	弘	藏
7	番	江	川	春	朝
8	番	宮	崎	良	保

2、欠席議員 なし

3、地方自治法第121条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

町	長	西	村	久	之
副	町	前	田	達	也
教	育	中	村	慶	幸
会	計	橋	本		満
総	務	博	多	屋	雄
住	民	北	村		一
福	祉	谷	元	芳	仁
産	業	西	浩		久
農	業	山	田	俊	康
委	員	村	田	祐	一
会	事	永	田	敬	郎
事	務	牧	尾		三
局	長				豊
建	設				
課	長				
農	業				
振	興				
課	長				
福	祉				
事	務				
所	長				
住	民				
課	長				
総	務				
課	長				
会	計				
管	理				
者					

4、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

議	会	事	務	局	長	橋	本	博	明	
議	会	事	務	局	書	記	岩	城	堯	志

5、議事日程

別紙のとおりである。

議 事 日 程

小値賀町議会定例9月会議

令和5年9月21日（木曜日） 午後3時00分 開 会

- 第 1 会議録署名議員指名（ 森岡正雄議員 ・ 橋本武士議員 ）
- 第 2 議案第57号 令和4年度 小値賀町各会計歳入歳出決算認定
について
- 第 3 議案第37号 小値賀町安心出産支援補助金支給条例の一部を
改正する条例（案）
- 第 4 議案第67号 令和5年度 小値賀町国民健康保険診療所特別
会計補正予算（第1号）
- 第 5 議案第68号 令和5年度 小値賀町一般会計補正予算（第4
号）
- 第 6 議案第69号 工事請負契約の変更について（大島分校体育館改
修工事）

午後 3 時 00 分 開 議

議長（宮崎良保） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布したとおりであります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、2 番・森岡正雄議員、3 番・橋本武士議員を指名します。

日程第 2、議案第 57 号、令和 4 年度小値賀町各会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

議案第 57 号については、決算特別委員会に付託しておりましたので、決算特別委員会委員長に報告を求めます。 今田議員

委員長（今田光弘） 9 月 12 日の小値賀町議会定例 9 月会議において、本委員会に付託された議案第 57 号について審査を行いましたので、その結果を本議会、本議会会議規則第 41 条の規定により報告いたします。

ご承知のとおり、決算の認定は地方自治法第 96 条に規定する議会の議決事件のうち、条例の制定と改廃、予算を定めることに次いで、3 番目の極めて重要な議決事項として定められています。

令和 4 年度の各会計予算がどのように使われて、どのような成果を上げたか、町民の立場に立って審査しました。

それでは、お手元にお配りしております決算特別委員会審査報告をご覧ください。

1. の委員会を開いた年月日及び場所、2. の出席した委員の氏名、3. の欠席した委員の氏名、4. の出席した委員外の議員の氏名、5. の職務のために出席した者、6. の説明のため出席した者につきましては報告書に記載のとおりです。

また、7. 付託を受けた事件の件名及び、8. 会議に付した事件の件名は、議案第 57 号、令和 4 年度小値賀町各会計歳入歳出決算認定についてです。

審議の経過及び結果を申し上げます。

本委員会は、9 月 13 日及び 14 日の 2 日間会議を開き、令和 4 年度各会計歳入歳出決算書、財産に関する調書、監査委員審査意見書及び主要施策の成果報告書等に基づき質疑を重ねました。委員会で出た主な質疑、委員からの意見、執行部からの説明は報告書に記載のとおりです。

慎重に審議した結果、本委員会は、議案第 57 号について、賛成全員により、これを認定すべきものと決しました。

なお、今回の決算に対し、委員から次のような意見が出されています。

・町税及び国民健康保険税の不納欠損額が多いため、町民に不公平感を抱か

せないようご尽力いただきたい。

・財産貸付収入の未納については、例えば口座振替の利用やデジタルトランスフォーメーションの活用など、仕組みを変えることも必要ではないか。

・事業評価一覧表において、実績が上がっていないにも関わらず、維持となっている事業があった。

・全体的に不用額が目立っており、行政サービスの質の低下を防ぐためにも、当初予算の編成に工夫が必要と思われる。

・不用額が10年前の2倍以上となっている。新型コロナ感染症対応など苦労されたものと思うが、不用額を減らすよう努力されたい。

・担当者の努力によって、支出を抑えた結果の不用額もあると思われるので、経費削減努力の結果としての不用額と、それ以外の不用額を区分して見えるようにする必要がある。

以上、2日間の決算特別委員会における審査の経過と結果及び概要について述べましたが、委員からの要望や意見又は指摘事項につきましては、新年度の予算編成や行政執行に活かされることを強く望みます。

また、執行部の皆さんにおかれましては、日々の業務遂行に全力で邁進されていることと思いますが、今後、更に人口減少や高齢化が進み、それに伴う社会保障関係の義務的経費の増加、また公共施設の長寿命化と維持管理対策など、解決すべき課題がますます増えていくことが予想されます。今後とも、なお一層の事業の効率化を図り、地方自治法第2条第14項に定められているとおり、町民の更なる福祉の増進に努め、最小の経費で最大の効果を上げるよう、執行部の皆さんが切磋琢磨しながらの町政運営を大いに期待いたします。

以上で、決算特別委員会の委員長報告を終わります。

議長（宮崎良保） これで報告を終わります。

お諮りします。

ただいまの委員長報告に対する質疑については、省略したいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 異議なしと認めます。

したがって、質疑を省略します。

これから、議案第57号、令和4年度小値賀町各会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

反対討論はありませんか。

（「反対討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 反対討論なしと認めます。

次に原案に賛成者の発言を許します。

賛成者討論ありませんか。

江川春朝議員

7番（江川春朝） 令和4年度小値賀町各会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論します。

一般会計では、歳入総額繰越分、繰越分も含め42億9,215万2,437円、令和3年度比0.3%の減となっており、予算比収入率96.1%、歳出総額は繰り越し分含めて41億1,821万666円で、令和3年度比2.2%の増、予算比執行率92.2%でした。執行率は改善していますが、不用額は約1億4,200万円であり、令和3年度と比べ200万円ほど若干増えていますので、まだ改善の余地はあると思います。

特別会計については、7会計歳入総額23億7,541万5,543円、予算費収入率100.7%、調定額に対しては99.6%と高い収入率を維持しており、歳出総額は22億7,637万1,012円で、予算比執行率は96.5%と高い執行率でした。

しかし、一般会計特別会計合計した不用額は約2億2,150万円であり、昨年より約1,100万円増加してしまっています。もちろん経費削減の努力の結果もあるとは思いますが、住民サービス向上のために設けた予算ですので、これからは日頃より執行状況の把握を、我々議員も含め、より一層努力する必要があると思います。

そして、数字ではありませんが、決算書の一般会計の記載事項の備考欄に、誤記があった箇所もありました。私のような新人議員に指摘され発覚するような単純なミスのある決算書の提出は、今後注意していただきたいと思います。

経常収支比率は75%を超えると財政構造が不安定になりつつあるとされていますが、人件費が増えたことが主な要因で、令和3年度と比べ2.55ポイント増の81.9%となっています。実質公債費比率も5年前と比べ、3%の増加、8.5%となっており、今後も増加する見込みであり、厳しい財政状況の中ではありますが、健全な財政運営に向け、今後一層しっかりと精査し、緊張感をもって予算編成に臨む必要があると感じました。

今回の決算特別委員会では、委員長を含め、委員6人のうち4人が新人ということもあり、審議質疑において、内容をうまく深掘りできなかった点や、聞かずともわかることを聞くなど、私たちも反省しなければいけない点も多くあったにもかかわらず、執行部の皆さんには真摯に説明、回答していただきありがとうございました。私も来年の委員会までには、一人前の委員になれるよう一生懸命勉強し、成長したいと思います。

最後になりますが、数年前と比べ、全体の会計規模が大幅に膨らみ続けていることも踏まえ、まだまだ改革改善の余地は大いにあると思います。とはいえ、決算の認定を承認しない理由や、否定するような箇所はありませんでしたし、

計数は正確でありました。今後も、健全な財政運営に少しでも近づけるよう、町民のためにお互いに努力していきましょう。

これで私の賛成討論といたします。

議長（宮崎良保） ほかにありませんか。

賛成討論ありませんか。

（「賛成討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 57 号、令和 4 年度小値賀町各会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この表決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は「認定」とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

議長（宮崎良保） 起立全員です。

したがって、議案第 57 号、令和 4 年度小値賀町各会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

日程第 3、議案第 37 号、小値賀町安心安全支援補助金支給条例の一部を改正する条例（案）を議題とします。

議案第 37 号については総務文教厚生常任委員会に付託しておりましたので、総務文教厚生常任委員会委員長に審査報告および修正案の説明を求めます。

今田総務文教厚生常任委員会委員長

委員長（今田光弘） はい、引き続きですが、小値賀町安心出産支援補助金支給条例の一部を改正する条例（案）の委員会付託の結果について報告いたします。

令和 5 年定例 6 月会議における議案第 37 号の審議におきましては、質疑が多く出されたため自由討議を行い、その結果、議長から総務文教厚生常任委員会に付託されました。

この議案第 37 号の条例改正の内容は、出産に対する経済的支援として補助対象範囲の拡大と補助金額の見直しを行うもので、出産に備えて事前に本土で待っ際の宿泊費について、現在は 1 泊 6,000 円を限度、補助金の額はその 4 分の 3 以内、としていますが、8,000 円、補助額を 10 割を限度とすること、及び支給する船賃は、出産に備える場合と定期受診する場合を対象としていましたが、これに出産直後に帰町する際の船賃も支給の対象とするよう改正しようとする

ものです。

付託を受けまして、総務文教厚生常任委員会では、6月30日に常任委員会を開催。8,000円の部分につきまして、宿泊費の高騰により8,000円で泊まることができるホテルが時期によってはほとんどないので、金額を上げるべきではないかとの意見が多数出されました。

条例案にある8,000円というのは、8,000円という金額の根拠につきましては、本町の職員旅費支給条例の別表第1、宿泊料県内の場合の8,000円に合わせたものと思料されますが、実際に佐世保駅周辺のホテルの宿泊料金の調査を行ったところ、日にちによって、あるいは直前の予約では8,000円で宿泊できないケースが多々あることがわかりました。また今後インバウンドが増えるにつれて、更に宿泊料金が高くなることも予想されるだけでなく、宿泊が福岡など佐世保以外も考えられることから、やはり8,000円ではなく上乗せが必要だとの意見も出されました。

しかし金額をいくりにするかにつきましては、日にちとホテルによって大きなばらつきがあり、実態調査からの設定は難しいというのが現状です。一方、県内7町の職員の旅費規程の額を調べたところ、宿泊地が県内の場合、本町以外は最低でも1万円となっていることがわかり、本町においても少なくとも1万円は出すべきだとの意見が出されました。この金額では本町の職員の旅費規程とは乖離してしまい、また宿泊費の補助以外にも出産に関わる支援がほかにもあるので、原案のとおりでもよいのではないかという意見も出されましたが、やはり人口減少が進む中での出産は大変貴重なことであり、町として誠意をもって支援する姿勢が必要との考えも出されました。

以上のような議員間討議を経たのち、9月4日に再度委員会を開催、別途配布しておりますとおり、議案第37号小値賀町安心出産支援補助金支給条例の一部を改正する条例（案）に対する修正案、「第3条第1項ただし書8,000円の部分を1万円に改める。」につきまして、討論を経て起立採決を行った結果、全員、委員全員一致で議決すべきものと決定いたしました。

なお、この部分以外の条例修正（案）につきましては、原案のとおり可決すべきものとしています。

以上で総務文教厚生常任委員会の委員長報告を終わります。

議長（宮崎良保） これで報告を終わります。

これから、ただいまの委員長報告と併せて修正案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に賛成者の発言を許します。

原案に賛成の討論はありませんか。

ありませんか。

(「賛成討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮崎良保) 原案に賛成の討論なしと認めます。

次に、原案及び修正案に反対者の発言を許します。

(「反対討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮崎良保) 原案及び修正案に反対の討論なしと認めます。

次に、修正案に賛成者の発言を許します。

修正案に賛成の方、おりませんか。

(「賛成討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮崎良保) 修正案に反対の討論なしと認めます。

修正案に賛成の討論なしと認めます。

ほかに討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮崎良保) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第37号、小値賀町安心出産支援補助金支給条例の一部を改正する条例(案)を採決します。

本案に対する委員長の報告は、「修正」です。

まず、委員会の修正案について、起立によって採決します。

委員会の修正案に賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

議長(宮崎良保) 起立全員です。

したがって委員会の修正案は可決されました。

次に、ただいまの修正議決した部分を除く原案について、起立によって採決をします。

修正部分を除いたその他の部分を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

議長(宮崎良保) 起立全員です。

したがって、修正部分を除く部分は、原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第67号、令和5年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長
町長（西村久之） 議案第67号、令和5年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

今回の補正予算は、歳入では、前年度繰越金の増額及び一般会計繰入金の減額で、歳出では、旧診療所備品等廃棄業務委託料を追加するものでございます。

予算書1ページ、第1条のとおり、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、600万円を追加し、補正後の予算総額を、5億1,290万円とするものでございます。

それでは、説明書7ページ、歳入から説明いたします。

4款1項2目・一般会計繰入金を、2,153万2,000円減額し、1項・他会計繰入金の総額を、1億9,621万8,000円としております。

5款1項1目・繰越金を、2,753万2,000円増額し、1項・繰越金の総額を、3,753万2,000円としております。

8ページ、歳出では、1款1項1目・一般管理費600万円の増額は、旧診療所備品等廃棄業務委託料で、1項・総務管理費の総額を2億4,408万4,000円としております。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

議長（宮崎良保） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第1表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第4款・繰入金

繰入金、質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 第5款・繰越金

繰越金ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 歳出に移ります。

第1款・総務費

今田光弘議員

4番（今田光弘） はい。旧診療所をどちらかの業者さんが使うということで、そのために不要な物を廃棄するということだと思っておりますが、その旧診療所の使われ方について、動きというのは現状はいかがでしょうか、お教えてください。

議長（宮崎良保） 診療所次長

診療所事務長（永田敬三） お答えいたします。

現状ということでよろしいですか。現状の使い方ということです。

4番（今田光弘） 議長、休憩をお願いします。

議長（宮崎良保） 休憩、しばらく休憩します。

— 休憩 午後 3 時 20 分 —
— 再開 午後 3 時 21 分 —

議長（宮崎良保） 再開します。 町 長

町長（西村久之） はい、お答えいたします。旧診療所の使い方につきましては、今月9月中に、九電工が来るようになっておりまして、そこで打ち合わせをして、実質的に使うようになるには改修工事が終わってからですので、来年度からになるのではないかと今のところそう予測しておりますので、今月に業者と打ち合わせをして、その廃棄する分については、当町で持ってもらえませんかということで、今回600万円を上げたということでございます。

議長（宮崎良保） 横山議員

6番（横山弘藏） ええとですね、私ちょっと思うんですけども、600万の予算を組んでおりますけども、これは仮に、旧診療所を貸してほしいという業者さんが、入るにしても入らないにしても、この廃棄する予算は必要だったのかどうかですね。そこ、説明をお願いします。

議長（宮崎良保） 町 長

町長（西村久之） それはおっしゃるとおりですね、いらぬものもそのまま置いておりましたので、いつかは廃棄処分しなければならないようなものでございます。

議長（宮崎良保） 横山議員

6番（横山弘藏） 前にですね、町長の説明でこれは聞きましたけども、その後の動きはですね、いろいろ聞いてみると、3カ月後にならないとわからないとかですね、ちょっとした情報が入ったんですけども、あの正式に契約するのはいつになりますかね。その辺をちょっとお願いします。

議長（宮崎良保） 町 長

町長（西村久之） はい。正式に契約するのは、今月打ち合わせをしますけども、改修工事をするのに設計業者さんがおりまして、その承認申請を今県北に出している状況でございます。その後に正式な契約になろうかと思っております。

議長（宮崎良保） 横山議員

6番（横山弘藏） 小値賀町の残されたちゅうか、今後どうなるかわかりませんが、診療所ちゅうのは結構大きい小値賀町の資産であります。議会と

しては正式な契約を一応目を通して、それからどういうふうになるのか検討せんばいかんっち思うんですよ。その辺を町長はどのように考えているか、全協なり議会でちゃんと説明するかどうかですね、その辺を説明お願いします。

議長（宮崎良保） 町 長

町長（西村久之） はい。いろいろ打ち合わせをして、正式な契約する場合は議会の方にも報告したいと思います。

議長（宮崎良保） よろしいですか。

ほかにありませんか。

これから歳入歳出全般についてご質疑願います。

どなたか質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

反対者の討論ありませんか。

（「反対討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 反対討論なしと認めます。

次に原案に賛成者の発言を許します。

賛成者の討論ありませんか。

（「賛成討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 賛成討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 67 号、令和 5 年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 1 号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 67 号、令和 5 年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

日程第 5、議案第 68 号、令和 5 年度小値賀町一般会計補正予算（第 4 号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

町長（西村久之） 議案第 68 号、令和 5 年度小値賀町一般会計補正予算（第 4 号）について説明いたします。

今回の補正予算の内容は、国民健康保険診療所特別会計繰出金の減額によるものでございます。

予算書 1 ページ、第 1 条のとおり、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2,153 万 2,000 円を減額し、補正後の予算総額を 41 億 9,960 万 7,000 円とするものでございます。

それでは、説明書 6 ページ、歳入から説明いたします。

18 款 1 項 1 目・財政調整基金繰入金 2,153 万 2,000 円の減額は 国民健康保険診療所特別会計繰出金の減額に伴う財源調整で、1 項・基金繰入金の総額を 4 億 1,142 万 9,000 円とするものでございます。

7 ページ、歳出では、4 款 1 項 1 目・保健衛生総務費 2,153 万 2,000 円の減は、国民健康保険診療所特別会計繰出金で、1 項・保健衛生費の総額を 2 億 7,401 万 4,000 円としております。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

議長（宮崎良保） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第 1 表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第 18 款・繰入金

繰入金ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 歳出に移ります。

第 4 款・衛生費

衛生費ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） これから歳入歳出全般についてご質疑願います。

全般について質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

反対者の討論ありませんか。

（「反対討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 反対討論なしと認めます。

次に原案に賛成者の発言を許します。

賛成者の討論ありませんか。

（「賛成討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 賛成討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 68 号、令和 5 年度小値賀町一般会計補正予算（第 4 号）を採決します。

この表決は起立によって行います。

議案第 68 号、令和 5 年度小値賀町一般会計補正予算（第 4 号）は、原案のとおり決定することに、賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

議長（宮崎良保） 起立全員です。

したがって、議案第 68 号、令和 5 年度小値賀町一般会計補正予算（第 4 号）は、原案のとおり可決されました。

日程第 6、議案第 69 号、工事請負契約の変更についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町 長

町長（西村久之） 議案第 69 号、工事請負契約の変更について説明いたします。

大島分校体育館改修工事に係る請負契約につきましては、去る令和 4 年 12 月 7 日開催の 12 月会議において議会の議決を得て、株式会社友建設と契約金額 9,317 万円で、契約を締結しておりましたが、改修箇所の追加などが生じたことにより、増額の設計変更となりましたので、再見積もりの結果、現契約金額から、2,453 万円を増額し、1 億 1,770 万円に変更契約を締結したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び小値賀町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、本案をご提案申し上げます。

なお、工期は令和 6 年 2 月 29 日までを予定いたしております。

以上で提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

議長（宮崎良保） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

ありませんか。

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 69 号、工事請負契約の変更についてを採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 69 号、工事請負契約の変更については、原案のとおり可決されました。

以上で、本定例 9 月会議に附議された案件の審議は全部終了しました。

これにて、令和 5 年小値賀町議会定例 9 月会議を終了します。

お疲れでした。

— 午後 3 時 35 分 散会 —